飯塚警察署だより

【問合先】福岡県飯塚警察署　☎21・0110

飲酒運転は　絶対しない！
させない！　許さない！
そして見逃さない！

■飲酒運転通報は県民の義務です

飲酒運転をしないことはもちろんですが、飲酒運転を見かける等した場合の 110 番通報は、全ての県民の義務とされています。断片的な情報でもかまいません。また、あなたの名前が相手に知られることはありません。**皆さんからの通報が、飲酒運転による悲惨な交通事故を未然に防ぎます。**

こんなときは 110 番 通報してください!!

CASE1
ふらついて、蛇行するなど飲酒運転の疑いのある車両を見かけた

CASE2
駐車している車の運転席で飲酒している

CASE3
酒に酔った様子の人や酒臭のする人が運転席に乗ろうとしている

CASE4
青信号なのに発進しない車がいる

110 番 通報していただきたい内容

目撃した場所
（例）桂川町の△△駐車場

状況
（例）ふらついて、酔っぱらった様子の人が車に乗り込んだ

特徴
（例）40 歳ぐらいの男性、黒の上着、短髪
車は白色の軽自動車、ナンバーは筑豊○○

どこに向かったか
（例）駐車場を出て、飯塚方面に向かった

■地域交通安全活動推進委員を募集しています

飯塚警察署では、地域交通安全活動推進委員制度に基づき、**推進委員（ボランティア）を募集**しています。地域交通安全活動活動推進委員制度は、交通問題に対する地域ぐるみでの取組を促進するための制度です。委嘱には諸条件はございますが、興味を持たれた方は、

飯塚警察署交通総務係　☎ 21-0110（内線 413）

までご連絡ください。